#### 「共謀罪」捜査に通信傍受も無関係な「盗聴」拡大の恐

n

東京新聞 2017年2月3日



犯罪に合意することを処罰対象とする「共謀罪」と趣旨が同じ「テロ等準備罪」を設ける組織犯罪処罰法改正案について、金田勝年法相は二日の衆院予算委員会で、捜査で電話やメールなどを盗聴できる通信傍受法を使う可能性を認めた。実行行為より前の「罪を犯しそうだ」という段階から傍受が行われ、犯罪と無関係の通信の盗聴が拡大する恐れがある。

テロ等準備罪を通信傍受の対象犯罪に加えるかどうかについて、金田氏は現時点では「予定していない」としながらも、「今後、捜査の実情を踏まえて検討すべき課題」と将来的には否定しなかった。質問した民進党の階(しな)猛氏は「一億総監視社会がもたらされる危険もある」と懸念を示した。

通信傍受法は、憲法が保障する通信の秘密を侵す危険が指摘され、捜査機関が利用できる対象犯罪が限定されている。テロ等準備罪の捜査は、犯罪組織による話し合いや合意、 準備行為を実際の犯罪が行われる前に把握する必要があり、通信傍受が有効とされる。

関西学院大法科大学院の川崎英明教授(刑事訴訟法)は「盗聴は共謀罪捜査に最も効率的な手法。将来的には対象拡大を想定しているはずだ」とみる。

川崎教授は「テロ等準備罪に通信傍受が認められれば、例えば窃盗グループが窃盗をやりそうだという段階から傍受できる。犯罪と無関係の通信の盗聴がもっと広く行われるようになる」と指摘。傍受したことは本人に通知されるが、犯罪に関係ない通話相手には通知されないため、「捜査機関による盗聴が増え、知らないうちにプライバシー侵害が広がる」と危ぶむ。

沖縄の新基地建設反対運動に対する警察の捜査に詳しい金高望弁護士は「警察は運動の リーダーを逮捕した事件などで関係者のスマホを押収し、事件と関係ない無料通信アプリ LINE (ライン) や、メールのやりとりも証拠として取っている。将来的には、通信傍 受で得られる膨大な情報を基に共謀罪の適用を図ることも考えられる。テロ対策の名目で、 あらゆる情報や自由が奪われる恐れがある」と話す。

<通信傍受法> 犯罪捜査のために裁判所が出す令状に基づき、電話や電子メールの傍受を認める法律。2000年の施行時には薬物、銃器、集団密航、組織的殺人の4類型に限定されていたが、昨年12月、殺人や放火、詐欺、窃盗、児童買春など対象犯罪を9類型に増やす改正法が施行された。00年から15年までに傍受した10万2342件のうち、82%が犯罪に関係のない通話だった。

#### クローズアップ2017

### 「共謀罪」4度目、国会提出へ 乱用の懸念拭えず

毎日新聞 2017 年 2 月 3 日 東京朝刊

過去の「共謀罪」と今回の「テロ等準備罪」の違い

	過去の法案	主な批判や 懸念	今回の法案
罪名	共謀罪	$\rangle$	テロ等準備罪
適用対象	「団体」	一般の民間団 体や労働組合 が処罰の対象 となる	4年以上の懲役・禁錮 の刑が定められている 犯罪の実行が目的の 「組織的犯罪集団」
成立要件	重大犯罪について、 ■団体の活動として ■共謀する	内心や思想の 自由を脅かす。 捜査の乱用の 恐れがある	重大犯罪について ■組織的犯罪集団の 活動として ■具体的・現実的な合意(計画) ■実行の準備行為がある
対象犯罪	4年以上の懲役・禁 錮の刑が定められ ている犯罪=600超	対象犯罪が多すぎる	4年以上の懲役・禁錮 の刑が定められている 犯罪=600超(政府は テロ関連の300弱に絞 り込む方向で調整)

組織犯罪の計画段階で処罰を可能とする「共謀罪」の成立要件を絞り込んだ「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案について、政府は今国会提出を目指す。過去の共謀罪は捜査機関の乱用への懸念が強く、3回廃案になった。今回、政府は東京五輪・パラリンピックを控えたテロ対策を前面に出し「過去の共謀罪とは違う」と強調するが、民進党など多くの野党が反対姿勢を鮮明にし、2日も国会で激しい論戦となった。

#### 政府、五輪テロ対策強調

「条約を締結できなければ国際社会においてテロを防止するというコミュニティーに入れない。今までの共謀罪とは異なるものにしている」。2日の衆院予算委員会。安倍晋三首相はテロ等準備罪の必要性を強調した。

過去の共謀罪もテロ等準備罪も創設の目的は共通する。複数の国にまたがる組織犯罪について、各国共通の処罰法整備を求める国際組織犯罪防止条約の締結だ。だが、政府が今回、法案提出にこだわる大きな理由は3年半後に迫った東京五輪・パラリンピック。近年、過激派組織「イスラム国」(IS)が日本をテロの対象と名指しするだけでなく、海外で日本人が殺害される事件やテロも相次いでおり、政府関係者は「東京五輪で国際的に日本へ

の注目が集まる中、テロが起きない保証はない」と語る。

実際、昨夏のリオ五輪では、ブラジル当局が五輪前にテロを企てた疑いで同国籍の十数人を逮捕し、未然に防いだ。法務省幹部は「準備罪があればテロ対策が万全というわけではないが、未締結なら日本が国際協力の穴になりかねず、テロ関連情報も入手できない」と危機感をのぞかせる。

一方で、過去の共謀罪には「同僚と『上司を殴りたい』と話し合っただけで処罰されるかもしれない」と不安視する声が強かった。そのため、政府原案は適用対象を「組織的犯罪集団」に限定。さらに凶器の購入資金を用意するなど具体的な「準備行為」がないと処罰できないとした。

条約は対象犯罪を「長期4年以上の自由を剥奪する刑を科すことができる犯罪」などと 定め、日本の法律では676を数える。「対象犯罪が多すぎる」という公明党などの懸念に 応え、政府は現住建造物等放火や航空機の危険を生じさせる行為など「テロに関する罪」(1 67)と組織犯罪と関連の高い罪に限定し、300弱に絞る。これに併せて「犯罪の内容 に応じて選別することはできない」(2005年の閣議決定)などとした過去の政府答弁も 修正する方向だ。安倍首相は「共謀罪と呼ぶのは全くの誤り」と繰り返し、負のイメージ の払拭(ふっしょく)に懸命だ。

だが、日本弁護士連合会は「条約締結に新たな法整備は不要」として強く反対している。 爆発物取締罰則や殺人など重大な犯罪の一部はすでに「共謀」や「予備」など犯罪実行前 に処罰できる規定があることなどから、締結はできるという見解だ。これに対し、先の政 府関係者は「現状では人身売買や詐欺などを実行前に処罰できる規定がなく、条約も締結 できない。テロ組織が活動資金を獲得するために経済犯罪も行っているのは常識」と反論 する。

神戸学院大の内田博文教授(刑事法)は「組織的犯罪集団」などの定義が不透明だとする。「捜査機関が準備行為を非常に広くとらえることはできるだろう。組織的犯罪集団とは どんな団体なのか、もっとはっきりさせるべきだ」と注文する。【鈴木一生】 公明、修正で一転容認

公明党の漆原良夫中央幹事会会長は2日の記者会見で、組織犯罪処罰法改正案について「676の犯罪も限定しようということで、国民の理解が得られる方向にいっている」と述べた。政府・自民党は3月に改正案を閣議決定する方針で、作業を加速させている。

公明党は当初、テロ等準備罪は「捜査で乱用されかねない」とみて昨年秋の臨時国会への提出に応じなかった。「共謀罪」法案は過去にも与野党の対立案件となっており、同党が重視する東京都議選(7月2日投票)を前に論争は避けたいとの思惑からだ。これに対し、首相官邸は公明党の懸念に配慮し、対象犯罪を300弱に絞り込む修正に応じた。同党も「乱用の懸念は少なくなった」と判断し、都議選への悪影響は避けられるとみて容認に転じた。

公明党は先の臨時国会で首相官邸と日本維新の会が推進した「統合型リゾート(IR)整備推進法」(カジノ法)への対応を見誤り、自主投票に追い込まれた。今回も対応が後手に回って官邸との関係がギクシャクするのは避けたかったのが実情だ。党幹部は「提出する以上、手早く成立させるべきだ」と語る。

五輪に絡めて法整備を進める姿勢に対し、野党は反発を強めている。民進党の階猛氏は2日の衆院予算委員会で「『1億総監視社会』になる危険がある」と強く批判した。同党は旧民主党時代の06年、対象犯罪を絞り込むよう与党と修正協議を行ったが、蓮舫代表は2日の記者会見で「民主党政権時代、現行法律でも条約の批准は十分可能という認識に至った」と述べ、成立を阻止する考えを強調。共産党の志位和夫委員長も2日、成立阻止に向けて「大きなスクラムを組みたい」と野党の連携を強める姿勢を示した。

日本維新の会は「『テロ等』では広すぎる」(松井一郎代表)として対象犯罪をテロに限定し、取り調べの可視化を盛り込んだ対案を提出する方針で、民進や共産両党とは一線を画す構えだ。【高橋克哉、樋口淳也】

### 共謀罪 広範な市民対象

# 「テロ組織」定義なし 藤野議員が追及

しんぶん赤旗 2017年2月3日(金)

「テロ対策」名目で安倍政権が今国会に提出しようとしている「共謀罪」法案に、なんの歯止めもないことが日本共産党の藤野保史議員の2日の衆院予算委員会での追及で浮き彫りになりました。政府は、処罰対象が「組織的犯罪集団」に限られるとして、従来の共謀罪とは「全く異なる」としてきましたが、組織的犯罪集団について明確な答弁ができませんでした。

金田勝年法相は組織的犯罪集団としてテロ組織、暴力団、薬物密売組織をあげています。 藤野氏は組織的犯罪集団がこの三つに限定されるのかと質問。金田法相は「それ以外のものも含まれる場合がある」と明言するとともに、なにが共謀にあたるか判断するのは捜査機関であることを明らかにしました。

藤野氏は「2人以上の人の話し合いを、共謀として捜査機関が捜査しようと思えば、捜査対象になるのではないか」と追及。金田法相は「労働組合や市民団体、民間企業が対象とならないよう法文上も明確にする」と述べるだけで、一般市民の会話が捜査対象になることは否定しませんでした。

「テロ対策」を口実にしながら、岸田文雄外相は「国際的にテロ組織というなにか決まった定義はない」と答弁。薬物密売組織について金田法相は「麻薬の密売をなりわいとしている組織」などといいかげんな答弁に終始し、議場から失笑が起きました。安倍首相も組織的犯罪集団に「法定上の定義はない」と述べました。

藤野氏は「刑罰の対象になるかどうか、人権にかかわる大問題なのに全く限定されていない」と批判。「テロやオリンピックを口実に、もの言えぬ監視社会を目指すものだ」と強調しました。

# 共謀罪法案の提出に反対 刑事法研究者137人声明

しんぶん赤旗 2017年2月3日(金)

政府が国会提出をねらう共謀罪法案について、刑事法研究者137人が1日、反対する 声明を公表しました。

葛野尋之(一橋大学教授)、高山佳奈子(京都大学教授)、田淵浩二(九州大学教授)、本 庄武(一橋大学教授)、松宮孝明(立命館大学教授)、三島聡(大阪市立大学教授)、水谷規 男(大阪大学教授)の7氏が呼びかけていたもので、130人の研究者が賛同しました。 声明では、共謀罪法案は「犯罪対策にとって不要であるばかりでなく、市民生活の重大な制約をもたらします」と批判しています。反対理由として、(1)テロ対策立法はすでに完結している(2)国連国際組織犯罪防止条約の締結にこのような立法は不要(3)極めて広い範囲にわたって捜査権限が濫用されるおそれがある(4)日本は組織犯罪も含めた犯罪情勢を改善してきており、治安の悪い国のまねをする必要はない(5)武力行使をせずに、交渉によって平和的に物事を解決していく姿勢を示すことが、有効なテロ対策一の5点を挙げています。

この中で、「共謀罪」の新設は、共謀の疑いを理由とする早期からの捜査を可能とし、人が集まっているだけで容疑者とされ、市民の日常的な通信がたやすく傍受されかねず、歯止めのない捜査権限の拡大につながるおそれもあると告発しています。

## 「共謀罪」国会提出にノー

### 国会行動に150人 "究極の人権侵害"

しんぶん赤旗 2017年2月2日(木)

第193回通常国会が開会されてから初となる定例国会行動が1日、衆院第2議員会館前で行われました。「おしゃべりも監視?『共謀罪』提出するな!」などと書いたプラカードを手に150人が参加し、「憲法改悪は許さないぞ」「共謀罪の提出は許さないぞ」と声をあげました。

主催は、国民大運動実行委員会、安保破棄中央実行委員会、中央社会保障推進協議会です。

あいさつした全労連の小田川義和議長は、共謀罪は「究極の人権侵害をする法案」であり、「市民の共闘を強めて共謀罪の国会提出と憲法改悪を阻止しよう」とのべました。

参加団体から決意表明がありました。日本国民救援会の鈴木猛事務局長は、「安倍首相は、 共謀罪について『テロ対策だ』とウソの説明をする。共謀罪の本質を学び、広く知らせて 阻止しよう」と呼びかけました。

「共謀罪の国会提出ゆるさない」と書いた横断幕を持つ女性(43)は、「共謀罪は誰でも対象になる。本当に怖い」と語りました。

日本共産党の畠山和也衆院議員が国会報告。戦争法の廃止などを求めた署名を受け取りました。

国会開会中の定例国会行動は、2月1日を初回に隔週の水曜日に行われます。

#### 条約締結で新法わずか2カ国

### 「共謀罪」の口実 破たん

しんぶん赤旗 2017年1月26日(木)

#### 安倍首相答弁

安倍晋三首相は参院本会議で25日、今国会で提出を狙う「共謀罪」(テロ等準備罪)法案について「テロを防ぐ『国際組織犯罪防止条約』を締結するため」と説明しながら、187カ国・地域が結んだ同条約によって「新たに国内法(共謀罪)を整備した国は、ノルウェー、ブルガリアがある」と述べ、2カ国しか示せませんでした。日本共産党の小池晃

書記局長への答弁。

国際組織犯罪防止条約は2003年5月に国会が承認したものの、政府は「条約を実施するための国内法」がないとして締結していません。

しかし小池氏は、日本がすでにテロ防止のための13本の国際条約を締結し、57の主要重大犯罪について、未遂より前の段階で処罰できる国内法をもっていると指摘。「共謀罪」を留保しても条約締結の壁にはならないと強調し、政府の言い分が成り立たないことを浮き彫りにしました。

### 徹底批判「共謀罪」

### 「内心処罰」変わらず

## 「個人の尊厳」に重大な脅威

しんぶん赤旗 2017年1月14日(土)

安倍政権が、20日から始まる通常国会に提出を狙う「共謀罪」法案に、法律家や市民、 メディアから批判が強まっています。

安倍晋三首相や菅義偉官房長官は、「一般人は対象にならない」などとして批判をかわそうとしています。しかし、「一般人は対象にならない」という法的な保障が示されたわけではありません。「運用」上のことなら、結局、政府や警察の恣意(しい)的権力行使の歯止めにはなりません。

何より、共謀罪の最も危険な本質は、犯罪は行為であり、思想や言論は処罰しないという近代刑法の根本原則を覆すことです。共謀罪という特別な犯罪類型を新たに創出するものではなく、幅広く一般犯罪について「共謀」段階から処罰の対象にするものです。そのため700近い犯罪について共謀罪が成立すると指摘されているのです。

#### 国民を監視

犯罪の計画や相談、合意をしただけで処罰することは、警察をはじめ国家権力が日常的 に国民を広く監視することになります。

「個人の尊厳」と基本的人権が国家権力によって不断に脅かされる状況となります。共 謀罪は、憲法の基本的人権の尊重との関係で、重大な問題をはらみます。とりわけ、市民 運動団体や政党の活動に重大な侵害、萎縮的影響をもたらす恐れがあります。

#### 処罰の対象

突発的に犯罪が発生することもありますが、犯罪は通常、何らかの原因で動機がつくられ、決意をもたらし、相談と犯罪の合意(共謀)、計画、準備を経て、実行され、結果が発生します。刑法は、そのすべてを処罰の対象とはせず、殺人罪であれば生命という法益の侵害結果の発生(既遂)を処罰し、現実的危険の発生(未遂)について個別に処罰します。

準備や相談では、実際に実行に移されるかもわからず、危険があるといっても抽象的で、 重大犯罪(殺人など)について例外的に予備罪が処罰される体系になっています。そこに いきなり大規模に「共謀罪」処罰を持ち込もうというのですから、まさに大転換です。未 遂罪や予備罪が処罰されない罪について、共謀罪を処罰する理由を説明できるのでしょう か。

#### 資金だけで

政府は、相談=共謀のほかに「準備行為」を必要とすれば限定になるとしています。しかし、「準備行為」とは非常に漠然と幅広いものです。

「予備罪」ならば、犯罪の実行にふさわしい危険を備えたものであることが必要とされます。例えば、殺人罪なら、包丁や拳銃を調達するなどです。

しかし「準備行為」は、昨年9月の共謀罪法案の政府資料で「予備罪の予備のように一定の危険性を備えている必要性はなく」とされ、「資金又は物品の取得」で足りるとされています。

これでは共謀に加え「ATMでお金をおろす行為」があれば処罰されます。お金をおろすこと自体は犯罪ではありえず、客観的危険性もないので、結局は、共謀に基づき犯罪をする意思を持っていることで処罰することになるのです。(中祖寅一)

#### 主張

### 共謀罪新設法案

### 名前を変えても本質変わらぬ

しんぶん赤旗 2017 年 1 月 13 日(金)

安倍晋三政権が、国民の強い批判で3度も廃案となった共謀罪を導入する組織犯罪処罰法改定案を、今度は「テロ等準備罪」と名前を変え、20日召集の国会に提出することを表明しています。昨年の臨時国会でTPP協定、年金カット法、カジノ法などを次々強行したことに続き、人権を侵す危険な共謀罪法案の4度目となる国会提出を行い、なんとしても成立させようとする一。安倍政権の強権・暴走姿勢はあまりに異常です。

#### 「テロ対策」理由にならず

政府は、共謀罪導入の理由に▽国際的なテロ犯罪の取り締まりの緊急性▽国際機関から 法整備を求められている―ことを挙げます。

しかし、もともと"国際的な取り締まり"というのは、麻薬取引など国境を越えた犯罪の取り締まりを目指したもので、テロを直接の対象にしていません。テロの取り締まりについても、日本にはテロ資金提供処罰法など対応できる法律はすでに複数あります。テロには、殺人罪など刑法規定も適用されます。それらの法律の多くには、計画・準備段階でも

処罰対象にする規定もあり、共謀罪がないと対応できないことはありません。

国際機関からの法整備の要請も、「共謀罪」にあたる規定を一律に設けよというのではなく、国際的組織犯罪防止条約に適合した法的対応を求められているもので、各国の実情に応じた立法をすればいいわけです。なにがなんでも共謀罪規定を設けるため「国際的要請」を持ち出すやり方は、ご都合主義以外の何物でもありません。

共謀罪の本質は、「犯罪を行うことを相談、計画した」というだけで処罰をするところにあります。政府は、資金準備など「準備行為」をしたという要件を新たに付け加えるから「相談、計画」だけで処罰をされることはないと説明します。しかし準備行為は極めてあいまいで、相談参加者の1人が「準備」をすれば適用されるとしています。これでは、他の「参加者」にとっては「準備行為をしなくても犯罪とされる」ことには変わりありません。「組織的犯罪に限定されている」といいますが、その組織も既成の組織だけでなく、その犯罪のためにつくられた集団(2人以上)も該当するとされています。どうにでも拡大解釈することは可能で、なんの限定にもならないのは明白です。

政府は、一定の範囲の重い犯罪(4年以上の懲役または禁錮に該当する場合)の全てに「共謀を罰する」規定を入れることを検討しています。そうなれば676に及ぶ犯罪に適用され、不当な取り締まりや冤罪が引き起こされる危険が、いっそう大きくなります。

#### 歴史の逆行を許さない

近代の刑罰法は、単なる発言だけでは、犯罪を実行するかどうかは不明のまま思想・信条を処罰する危険があるので、刑罰は犯罪行為が実行された場合のみを対象とする原則を確立してきました。共謀罪はこの流れに逆行します。

また、「共謀」を犯罪行為とし、実行行為でなく相談・準備を取り締まることは、捜査方法としても盗聴やGPS利用など事件に関係ない人の人権までも侵害されかねません。密告が奨励され、冤罪を多発させる恐れも増大します。

「戦争する国」づくりと一体で共謀罪導入を狙う安倍政権の暴走を許さないたたかいが、 急務です。